

収集運搬業許可申請書（新規・更新・変更）添付書類一覧（○：必須、△：該当する場合）

	法施行規則第九条の二第二項	添付書類	個人	法人
1	事業の計画の概要を記載した書類	・規則様式第6号の2（第1面～第5面）	○	○
2	事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	・規則様式第6号の2（第6面～第7面） ■運搬車両 ・写真（前・横） ■運搬容器 ・写真（シート、袋等も含む） ■事務所、駐車場 ・位置図（ゼンリン地図等） ・敷地内見取図 ■積替え保管施設 ・位置図（ゼンリン地図等） ・敷地内見取図 ・平面図、立面図、保管容器の写真 ・計算書（面積、保管量）	○ 注1	○ 注1
3	申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	■運搬車両 ・有効期間内の自動車検査証の写し ・車両を借用する場合は、車検証の写しのほか賃貸借契約書の写し等 ■駐車場 ・土地の登記事項証明書 ・土地を借用する場合は、土地の登記事項証明書のほか賃貸借契約書の写し等 ■積替え保管施設 ・土地、建物の登記事項証明書 ・土地、建物を借用する場合は、登記事項証明書のほか賃貸借契約書の写し等 ・土地公図（切り図等）（施設の位置を記載）	○ 注1, 4	○ 注1, 4
4	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	・（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの許可講習会修了証の写し *新規講習会（過去5年以内）、更新講習会（過去2年以内）	○	○
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	・規則様式第6号の2（第8面）	○	○
6	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直前3ヵ年の事業年度分の ・決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ・確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの） ・法人税の納税証明書（その1・納税額等証明用）		○ 注2, 4, 5
7	資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	■青色申告者 ・規則様式第6号の2（第9面）及びその内容を証する書類（直前期の確定申告書（青色申告決算書の貸借対照表）の写し） 直前3ヵ年の ・確定申告書（第一表、青色申告決算書の損益計算書）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの。マイナンバー部分は判読できないよう加工したもの。） ・申告所得税の納税証明書（その1.納税額等証明用） ■白色申告者 ・規則様式第6号の2（第9面）及びその内容を証する書類（預金残高証明書、固定資産評価証明書） 直前3ヵ年の ・確定申告書（第一表、収支内訳書の表紙）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの。マイナンバー部分は判読できないよう加工したもの。） ・申告所得税の納税証明書（その1.納税額等証明用）	○ 注4, 5	

8	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	・定款又は寄附行為（写しに原本証明したもの） ・登記事項証明書		○ 注2, 4, 5
9	住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「登記されていないことの証明書」という。））	・住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ・登記されていないことの証明書	○ 注3, 4, 5	
10	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	・規則様式第6号の2（第10面）	○ 注5	○ 注5
11	申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書	■法定代理人（個人） ・住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ・登記されていないことの証明書 ■法定代理人（法人） ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ・役員の登記されていないことの証明書	△ 注3, 4, 5	△ 注3, 4, 5
12	役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書	・役員の住民票の写し（本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ・登記されていないことの証明書		○ 注3, 4, 5
13	発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）	■確定申告書別表二の写し（最新のもの） ■個人株主 ・住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ・登記されていないことの証明書 ■法人株主 ・登記事項証明書		○ 注3, 4, 5
14	申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書	・使用人の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの表示がないもの。） ・登記されていないことの証明書	△ 注3, 4, 5	△ 注3, 4, 5
その他	原許可証の原本	更新申請、変更許可申請の場合のみ	△	△
	申請手数料	産業廃棄物：新規81千円、更新73千円、変更71千円 特別管理産廃：新規81千円、更新74千円、変更72千円	○	○

* PCB廃棄物を収集運搬する場合は、下記の書類を添付すること。（法施行規則第十条の十二第三項）

- ・運搬容器の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図）及び写真
- ・連絡設備の一覧表及び写真
- ・緊急時の連絡体制、連絡先を記載した書面
- ・応急措置設備の一覧表及び写真
- ・緊急時対応マニュアル
- ・作業監督者及びその他の作業従事者の一覧表
- ・作業監督者の講習会修了証の写し
- ・その他の従事者の教育概要を記載した書面

* 運搬船については、下記の書類を添付すること。

- ・船舶の写真、船舶国籍証明書、船舶検査証書、内航定期傭船契約書（申請者が所有者でない場合）

* 申請内容によっては、その他必要な書類を求められることがある。特に役員等について登記されていないことの証明書の提出ができない場合（役員等が成年被後見人若しくは被保佐人に該当する場合）当該役員等が「精神の機能の障害」を有するか否かについて確認するため、医師の診断書、認知症に関する試験結果等の提出を求められることがある。

注1) 更新・変更許可申請の場合、その内容に変更がない場合に限り、2及び3に掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。この場合、「添付書類省略申出書（様式第19号）」を添付すること。

注2) 直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）の提出に代えることができる。

- 注3) 有効な先行許可証の提出により、「登記されていないことの証明書」を省略することができる。変更許可申請にあたり有効な先行許可証を提出する場合は、「登記されていないことの証明書」に加えて「住民票の写し」、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する法人又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている法人の「登記事項証明書」及び法定代理人が法人の場合、当該法人の「登記事項証明書」も省略することができる。
この場合、「先行許可証の提示について（様式第20号）」を添付すること。
- 注4) 「不動産登記事項証明書」、「納税証明書」、「登記事項証明書」、「住民票の写し」、「登記されていないことの証明書」は、申請の前3か月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。（申請時に原本照合を行う。）
- 注5) 同業の更新許可申請と変更許可申請を同時に行う場合は、6～14の書類は更新許可申請書に添付し、変更許可申請書には「添付書類省略申出書（様式第21号）」を添付することにより6～14の書類の添付を省略することができる。
また、産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合は、6～14の書類は産業廃棄物収集運搬業の申請書に添付し、特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請書には「添付書類省略申出書（様式第22号）」を添付することにより6～14の書類の添付を省略することができる。